

令和4年3月22日

保護者各位

寒川町長 木村俊雄
(公印省略)

まん延防止等重点措置解除後の新型コロナウイルス感染症の感染防止対策への協力について（依頼）

日頃より、保育行政に対して多大なご理解とご協力をいただきありがとうございます。

令和4年3月21日（月）までで特措法に基づくまん延防止等重点措置が解除されました。最近、新規感染者は減少に転じ、医療の負荷も改善傾向にあります。感染がリバウンドし、再び医療ひっ迫を招くことがないように、保護者の皆様には引き続き感染予防対策に御協力いただくようお願いいたします。

保育所等において、感染者を出さないために、次の2点について、引き続きご協力くださるようお願いいたします。

- ① 各ご家庭において、お子様に発熱や咳などの症状が見られた場合は、登園をせずに医療機関を受診してください。
また同居のご家族の体調が優れない場合なども、園児の登園はお控え頂くようお願いいたします。
- ② 園児、同居のご家族がPCR検査、抗原検査などを受けることになった場合は、速やかに保育所等にご連絡をお願いいたします。

なお町からの登園自粛要請は令和4年3月21日（月）をもって解除となり、0～2歳児の保育料の日割計算での算定も令和4年3月21日（月）までとなります。

一日も早く新型コロナウイルス感染症のまん延が収束に向かいますよう、引き続き皆様のご協力をお願い申し上げます。

お問合せ先：寒川町役場 学び育成部 子育て支援課
保育担当 内線 151～154